

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十二月二十三日

奈良県人事委員会委員長 松村二郎

**奈良県人事委員会規則第六号**

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第七ウの表中

42
43
43
44
44
45
46
46
47
47
48
48
49
49
50
50
51
51
52

を

41
42

42

43
43
44
44
45
46
46
47

に改める。

別表第七エの表中

46
46
47
47
47
48
48
48
49
49
50
50
51
51
52

を

45
46
46
46
46
47
47
47
48
48
48
49
50
51

に

62
62
63
63

64
64
65
65
65
65
65

を

61
62
62
62
63
63
63
64
64
64

に

65
66
66
66
66
66

を

65
65
65
65
65

に

66
67
67
67
67
67

を

66
66
66
66
66
66

に

68
68
68
68
68
68
68
68
69

を

67
67
67
67
68
68
68
68

に改める。

31
31
31
31

に改める。

28
28

に、

30
30
30
30
31
31
31
31
31
32

を

29
30
30
30
30
30

別表第七カの表中

26
27
28
28
28
28
28
29

を

25
26
26
27
27

28
29
30
31

に改める。

28
28
29
29
30
30
31
31
32

を

25
26
26
26
26
27
27
27
27
28
28

58
58
58
59
59
59
60
60
60
60
61
61
61
61
61
61
62
62

に、

26
26
27
27

55
----

に、

58
58
59
59
59
60
60
60
61
61
61
61
61
62
62
62
62
62
62
62
62
63
63

を

57
----

54
55
55
56

を

45
46
46
46
47
47
47
48
48
48
49
49
50
51
51
52
52
53
53
54

38
39
39
40
40
41
42
43

に、

46
47
47
48
48
49
49
50
51
51
52
52
53
53
54

別表第七オの表中

38
39
40
41
41
41
42
42
42
43
43
43
44

を

37
38

64
を
59
60
60
61
63
64

に改める。

別表第七のニイの表中

13
15

を

14
15

に、

58
59
60
61
62

を

63
63
63

に改める。

63
63
63

を

61
62
62
62
62
62
62
62
62
62
63

に、

64
64
64

52
52
53
53
53
54
54
54
54
55
55
55
55

に、

62
62
62
62
62
62
62

54
54
54
54
54
55
55
55
55
56

を

49
50
50
50
50
51
51
51
51
52

42
43
43
44
44
45
46
47

に、

50
50
51
51
52
52
53
53
53
53

別表第七ケの表中

42
43
44
45
45
46
46
47
47
48

を

41
42

を

41
42
42
42
43
43
43
44
44
44
44
45
45
46
46

に改める。

別表第七キの表中

42
42
43
43
43
44
44
44
44
45
45
45
45
46
46
46
46
47
47

77
78
79

に改める。

113
116
118
120

に、

66
68
70
72
74
76
78

を

67
70
73
76

97
98
99
100
101
102
103

に、

106
108
110
112
115
118

を

107
110

94
95
96
98
100
102

を

78
80
82
84
85
86
87
88
90
92
94
96

別表第七の二オの表中

77
78
79
80
82
84
86
88
89
90
91
92
93

114
121
125

に改める。

69
70
71

に、

90
92
94
96
103
110
117
124

を

91
94
97
100
107

別表第七の二エの表中

58
60
62
64
66
68
70

を

59
62
65
68

81
82
83

に改める。

別表第七の二ウの表中

73
74
75
76
78
80
82

を

74
76
78
80

に、

別表第七の二カの中

45
46
47
51
55
59
63

を

46
48
50
52

56

60

64

に改める。

別表第七の二キの中

70
72
74
76
79
82

を

71
74
77
80
82

84

に改める。

別表第七の二ケの表中

77
78
79
80
82
84
86
88
90
92
94
96
100

104

108

を

78
80
82
84
85
86
87
88
91
94
97
100
103
106
109

に、

138

144

150

を

139
146
153

に改める。

### 附 則

(施行期日等)

- この規則は、令和元年十二月二十五日から施行し、この規則による改正後の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正後規則」という。）の規定は、平成三十一年四月一日から適用する。

(経過措置)

- 平成三十一年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号給の調

整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後規則の規定による号給がこの規則による改正前の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正前規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、改正後規則の規定にかかわらず、改正前規則の規定による号給とするものとする。

3 この規則の施行の日から令和二年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。